

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成27年11月18日提出 |
| 【計算期間】 | 第14期(自 平成26年8月30日至 平成27年8月31日) |
| 【ファンド名】 | マイストーリー・株100（確定拠出年金向け） |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O 兼執行役社長 渡邊 国夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

[1] 信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

ファンドは、多数の投資信託証券（ファンド）へ投資することで、「資産の分散」、「運用スタイルの分散」、「運用者の分散」という3段階でリスク分散を図ります。

ファンドにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者の分散をいいます。

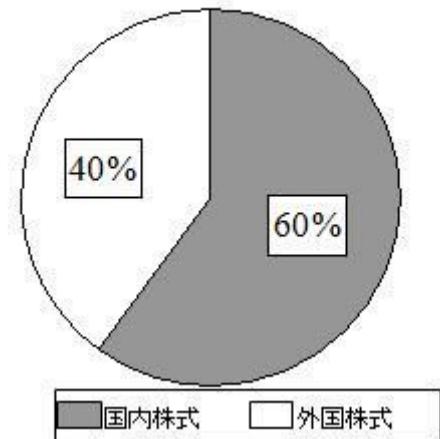
リスク分散のイメージ図



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、ファンドにおける比率を表示しているものではありません。

[3] 資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行ないます。

投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率（ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。）は、国内株式60%程度および外国株式40%程度としています。このファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率を、ファンドにおいて基準配分比率（純資産に対する比率）といいます。



(注)上記の円グラフは、ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識するファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

ファンドが投資する投資信託証券で、世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。

なお、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)は、ファミリー

ファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリー・株100(確定拠出年金向け))

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
|---------|--------|-------------------|

| | | |
|-----|-----|--------------|
| 単位型 | 国 内 | 株 式 |
| | 海 外 | 債 券 不動産投信 |
| 追加型 | 内 外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-----------------------------|--------------|------------------|--------------|---------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | | |
| 一般 | | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド | あり (フルヘッジ) |
| 債券 | | 欧州 | | |
| 一般 | 年6回 (隔月) | アジア | | |
| 公債 | | オセアニア | | |
| 社債 | | 中南米 | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | アフリカ | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| クレジット属性 () | 日々 | 中近東 (中東) | | |
| 不動産投信 | その他 () | エマージング | | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式一般)) | | | | |
| 資産複合 () | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資

産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

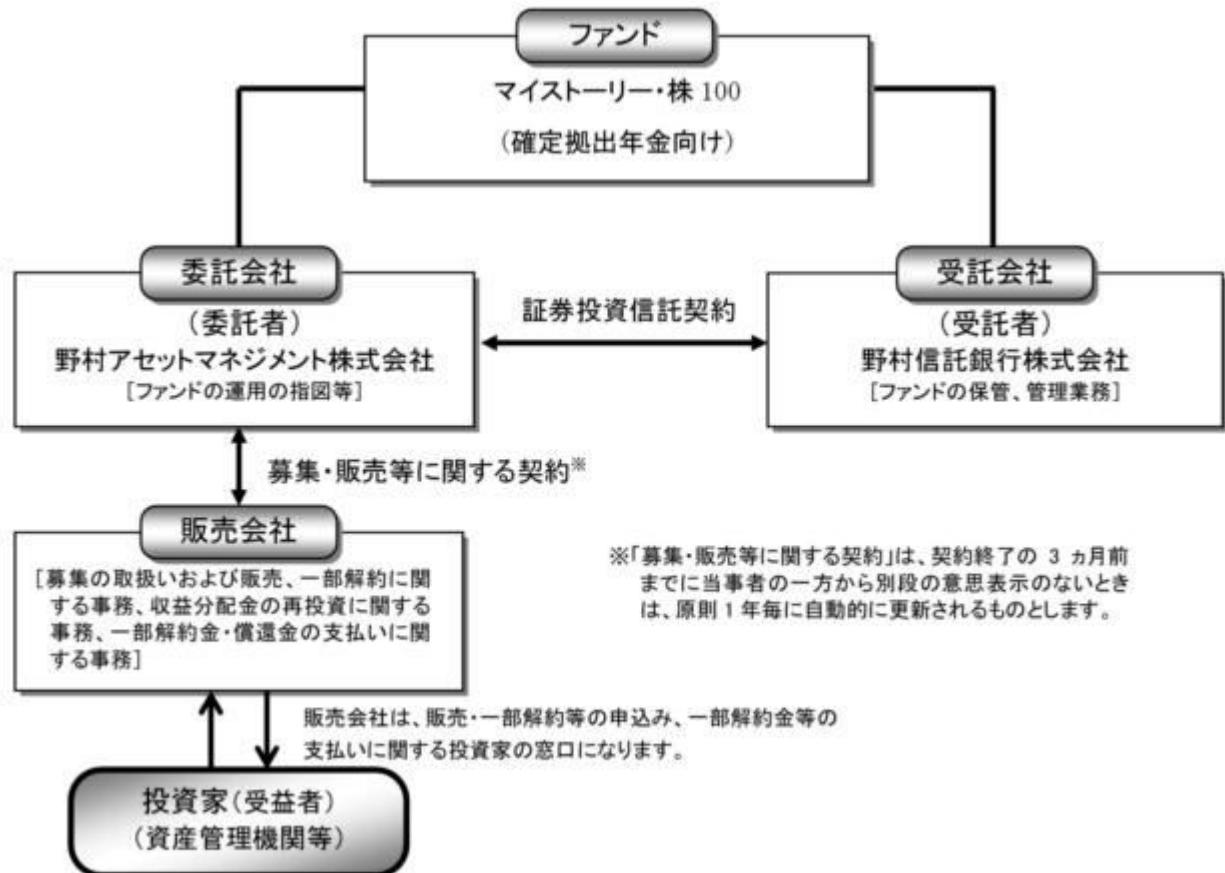
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

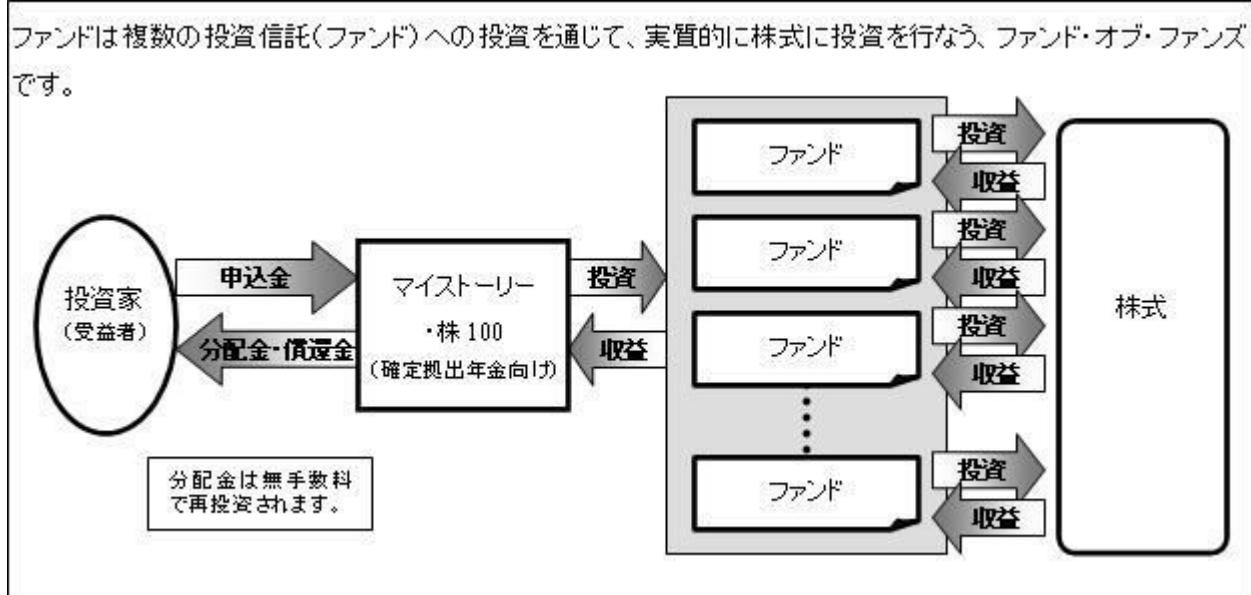
平成13年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に株式に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

委託会社の概況(平成27年9月末現在)

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額
17,180百万円
- ・会社の沿革

| | |
|-------------------|---|
| 昭和34年(1959年)12月1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 平成9年(1997年)10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年(2003年)6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 主として、国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」という場合があります。)が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ねフルインベストメントとなることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)は以下の通りです。

なお、基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

| 資産クラス | 基準配分比率 |
|-------|--------|
| 国内株式 | 60%程度 |
| 外国株式 | 40%程度 |

[4] 資産クラス毎の代表的な指標を委託会社が独自に合成した指標をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指標を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」をとった比率とします。

| 資産クラス | 指標 |
|-------|---|
| 国内株式 | 東証株価指数(TOPIX) ¹ |
| 外国株式 | MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース) ² |

ファンドは、当該ポートフォリオ全体のリスク水準をそれぞれのベンチマーク程度に抑えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を達成することを目指します。

1 「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動を表わすものであり、昭和43年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として昭和44年7月から株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）が公表しています。

東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指標の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用的の停止を行う権利を有しています。

2 「MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index (MSCI World Index ex Japan) (現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index (MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

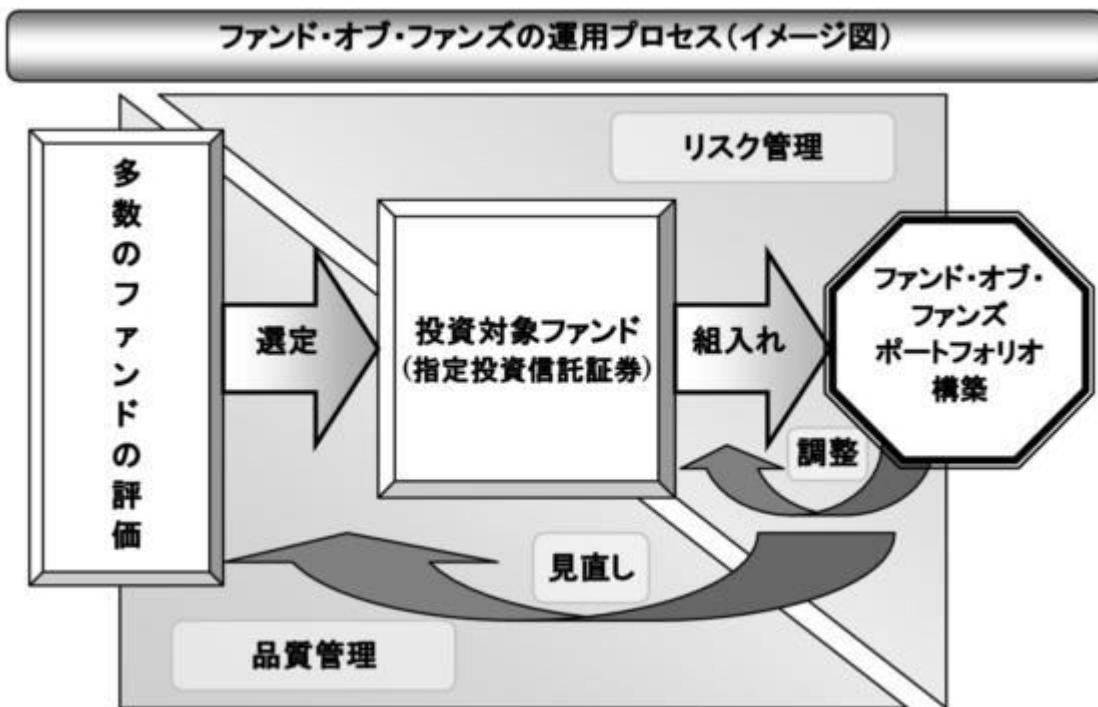
(注) 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

ベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。
運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいま
す。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

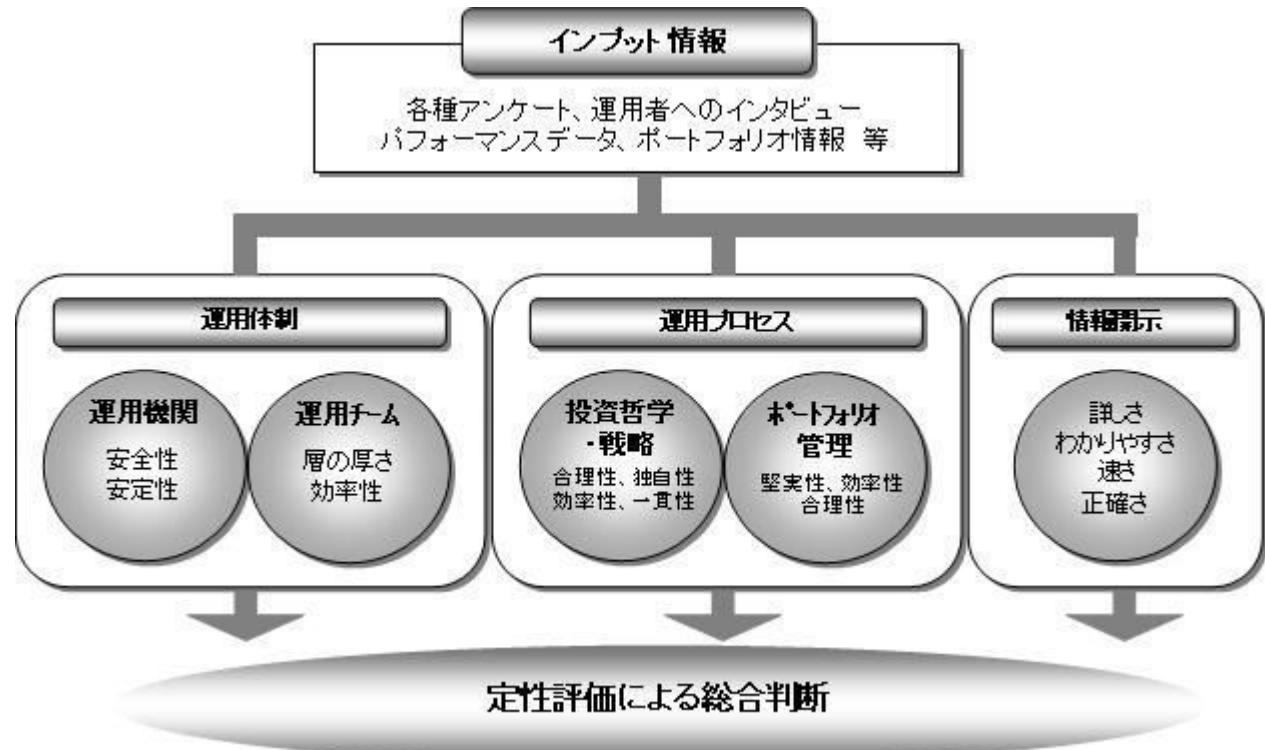
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」を取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成27年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| 主要投資対象 | 指定投資信託証券 |
|--------|--|
| | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) |
| | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用) |
| | ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用) |
| | 野村RAFI ^(R) 日本株投信F (適格機関投資家専用) |

| | |
|------|--|
| 国内株式 | シユローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | アライアンス・バーンスタイル・日本バリュー株投信F（適格機関投資家専用） |
| | SMAM・ニュー ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用） |
| 外国株式 | 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用） |
| | 東京海上・スレッドニードル欧洲株式ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | MFS欧洲株ファンドF（適格機関投資家専用） |
| | NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC <外国籍投資信託> |

上記は平成27年11月18日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

口 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権

利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成27年11月18日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F]

- ・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[FC]

- ・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |

| | |
|------|------------|
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
|------|------------|

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9342%(税抜年0.865%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6966%(税抜年0.645%)以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群(今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等)に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.648%(税抜年0.60%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村RAFI^(R) 日本株投信F（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
なお、株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.432%(税抜年0.40%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法 を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2015年9月末現在、リサーチ・アフィリエイツ社 (Research Affiliates, LLC) が知的所有権を申請中です。

株式の実質組入比率は高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

「RAFI^(R)」は、Research Affiliates, LLCの登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されています。
リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると默示的であると問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

シユローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるシローダー日本マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成27年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|---------------------------|
| 委託会社 | シローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7992%(税抜年0.74%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

主として、シュローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

運用にあたっては、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

株式への投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドはTOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|---|
| 委託会社 | アライアンス・バーンスタイン株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.594%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

S M A M・ニュー ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

国内株式ニュー マザーファンド受益証券(以下、マザーファンド)への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンドでは、個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス)に関する非財務情報の評価をもとに銘柄評価を行い、ポートフォリオを構築します。

(B) 信託期間

無期限(設定日:平成27年4月9日)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に対して年0.5940% (税抜き0.5500%) の率を乗じて得た額とします。上記の他、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

国内株式ニュー マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス)に関する非財務情報の評価をもとに銘柄評価を行い、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリー・ファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴…

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各自独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B) 信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-----------------------------------|
| 委託会社 | キャピタル・インターナショナル株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの投資 顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・インク ^{*1} |

*1. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.621%(税抜年0.575%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を年額50万3千9百2十8円(税抜 46万6千6百円)とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)(これに準ずるものと含む)に上場されている株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)を主要投資対象とします。

運用については、ミクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成20年4月10日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|-----------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.918%(税抜年0.85%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|------------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.891%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

「S&P500株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したもので
す。

ファンドは「ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方
式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|--|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8964%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.81%（税抜年0.75%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-------------------------------|--|
| 委託会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク) |

(D) 管理報酬等

(1) 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%(税抜年0.875%)の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

(2) その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。)。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、MSCIヨーロッパインデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

(B) 信託期間

無期限(平成21年10月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド |

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.864%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

欧州の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。

MSCIヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

MFS欧洲株ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 委託会社 | MFSインベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社 | マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.81%(税抜0.75%)の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC

(A) ファンドの特色

ファンドは、米国の株式(DR(預託証書))を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、S&P500 株価指数(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「S&P500 株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500 株価指数(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成23年4月7日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------------------|----------------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 管理事務代行会社 | ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド |
| 保管受託銀行 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

| |
|--------------------------------|
| 名称 |
| Manning & Napier Advisors, LLC |

上記の副投資顧問会社は、平成27年10月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、米国株の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてS&P500 株価指数（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ベンチマークについて

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数(S&P500種株価指数)は、スタンダード& Poor'sが公表している株価指数で、米国の大手500社によって構成されています。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード& Poor's ファイナンシャルサービス エル エル シーに帰属しております。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月 1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

| | |
|--------------------|---|
| 平成 9年(1997年)10月 1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月 1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年(2003年) 6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

アライアンス・バーンスタンイン株式会社

| | |
|-------------|---|
| 平成 8年10月28日 | アライアンス・キャピタル投信株式会社設立 |
| 平成 8年12月 3日 | 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得 |
| 平成11年12月 9日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成12年 1月 1日 | 商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更 |
| 平成18年 4月 3日 | 商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタンイン株式会社」に変更 |

東京海上アセットマネジメント株式会社

| | |
|-----------------|---|
| 昭和60年(1985年)12月 | 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて 資本金2億円で設立 |
| 昭和62年(1987年)2月 | 投資顧問業者として登録 |
| 同年6月 | 投資一任業務認可取得 |
| 平成3年(1991年)4月 | 国内および海外年金の運用受託を開始 |
| 平成10年(1998年)5月 | 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委 託会社としての免許取得 |
| 平成19年(2007年)9月 | 金融商品取引業者として登録 |
| 平成26年(2014年)4月 | 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更 |

キャピタル・インターナショナル株式会社

| | |
|----------------|--|
| 昭和61年(1986年)3月 | キャピタル・インターナショナル株式会社設立 |
| 昭和62年(1987年)3月 | 投資顧問業の登録 |
| 同年9月 | 投資一任業務の認可取得 |
| 平成18年(2006年)2月 | 投資信託委託業務の認可取得 |
| 平成19年(2007年)9月 | 金融商品取引業登録 |
| 平成20年(2008年)7月 | キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京 支店における事業譲受 |

シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

昭和60年(1985年)12月10日 株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメント設立
 平成3年(1991年)12月20日 シュローダー投信株式会社設立
 平成9年(1997年)4月1日 シュローダー投信株式会社と株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シユローダー投信投資顧問株式会社設立
 平成19年(2007年)4月3日 シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
 平成24年(2012年)6月29日 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年(1996年)2月6日 会社設立
 平成14年(2002年)4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

平成10年(1998年)5月12日 マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
 平成10年(1998年)6月30日 投資顧問業の登録
 平成11年(1999年)2月18日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成11年(1999年)12月9日 証券投資信託委託業の認可
 平成12年(2000年)8月1日 エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
 平成19年(2007年)9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業)のみなし登録
 平成23年(2011年)6月22日 MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

三井住友アセットマネジメント株式会社

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録
 昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

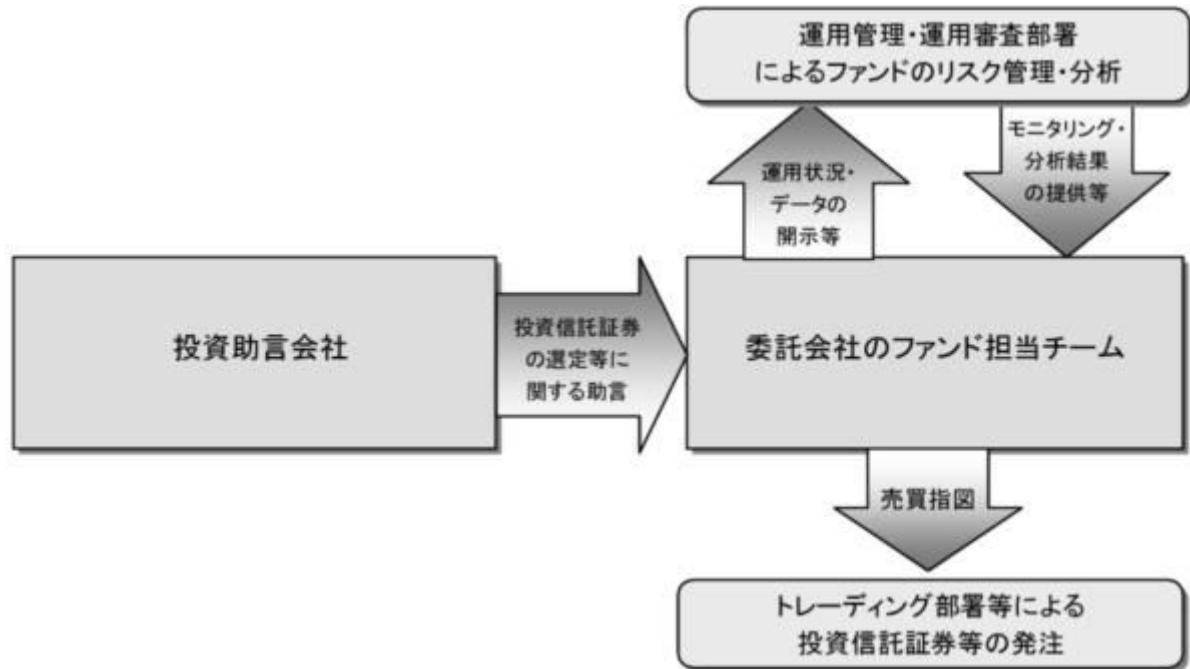
| | |
|------------|--|
| 平成14年12月1日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成25年4月1日 | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 |

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 昭和60年(1985年)6月 | ステート・ストリート・キャピタル・マーケ茨・リミテッド設立 |
| 平成2年(1990年)2月 | ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更 |

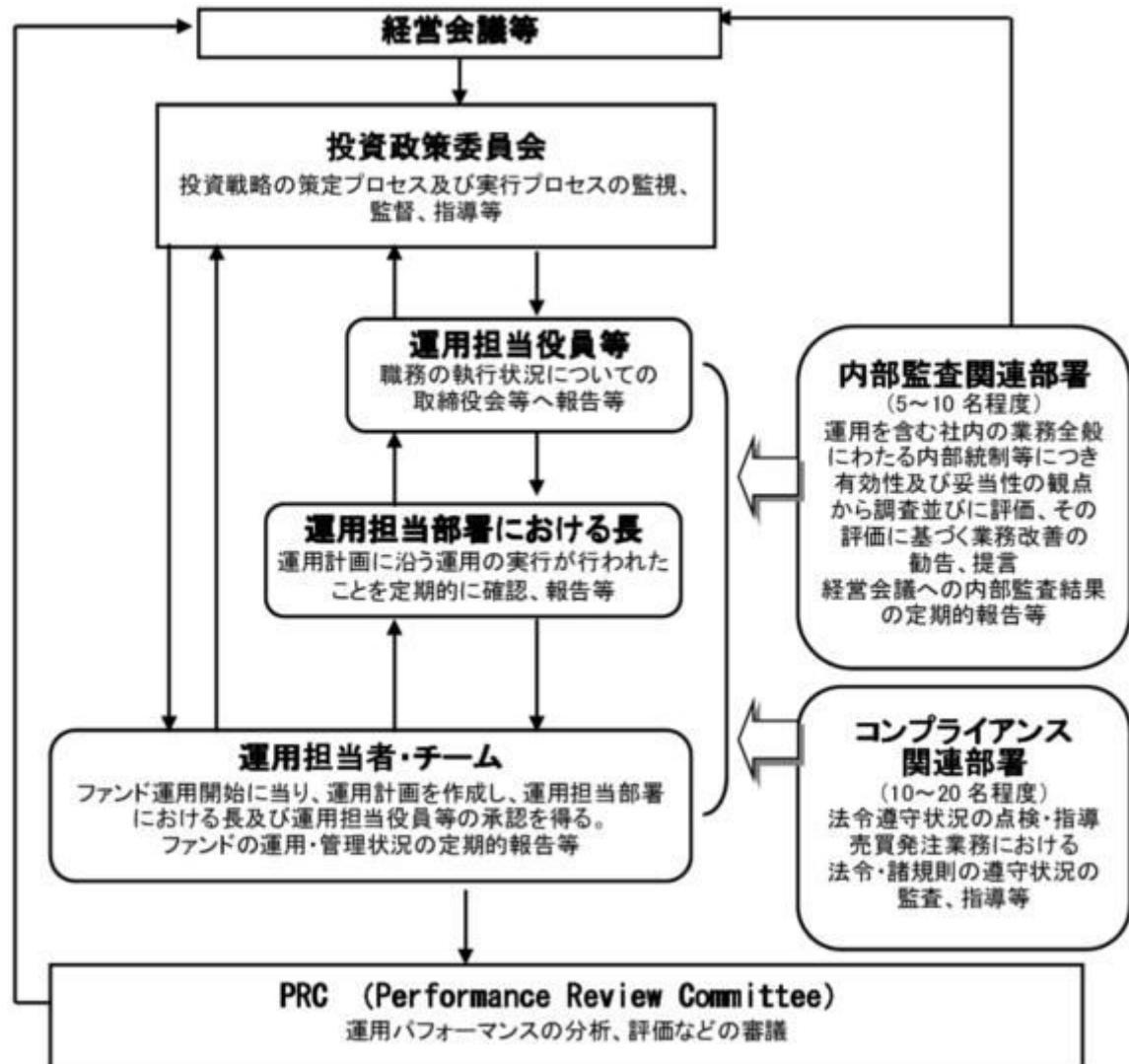
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けてあります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行いません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第22条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第30条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投

資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

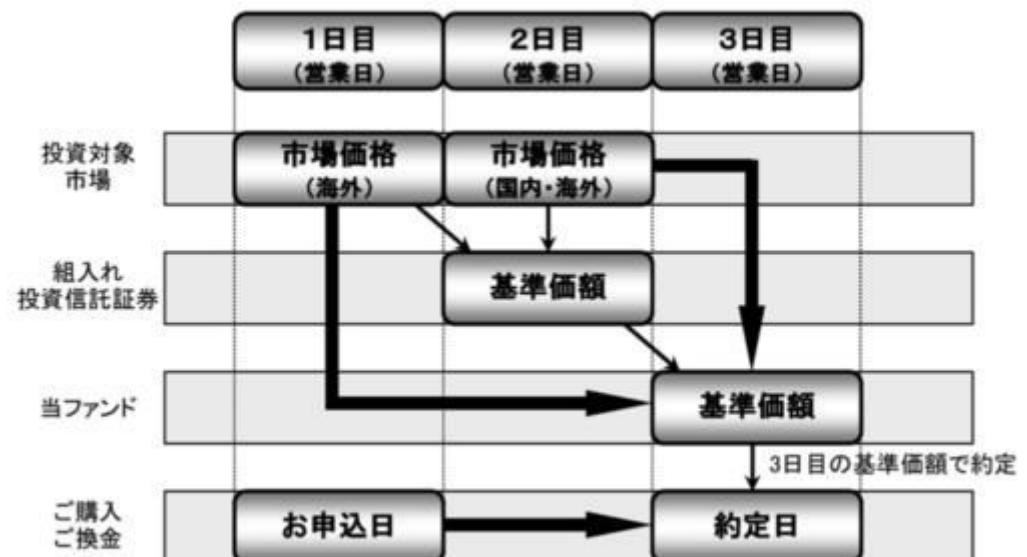
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場はお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。
なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

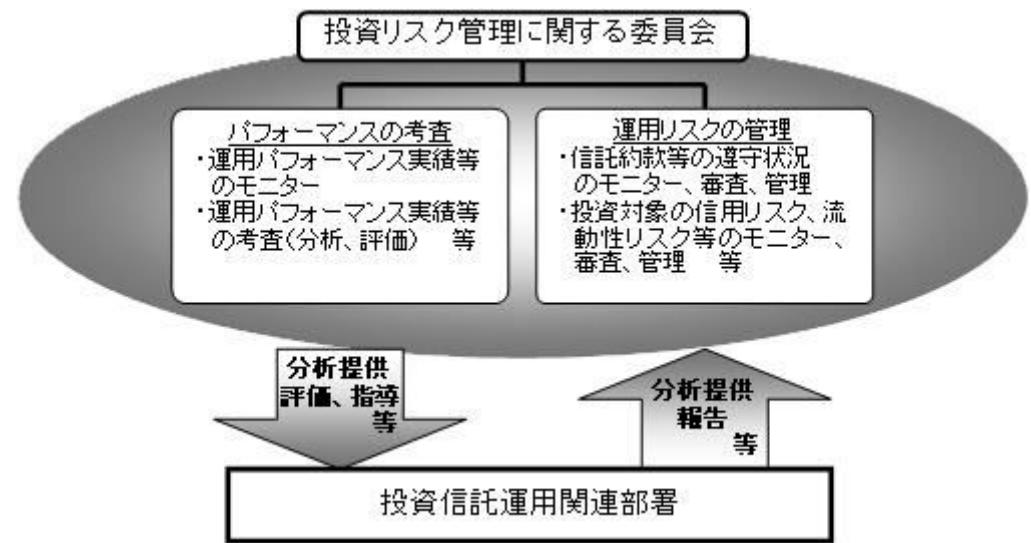
パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

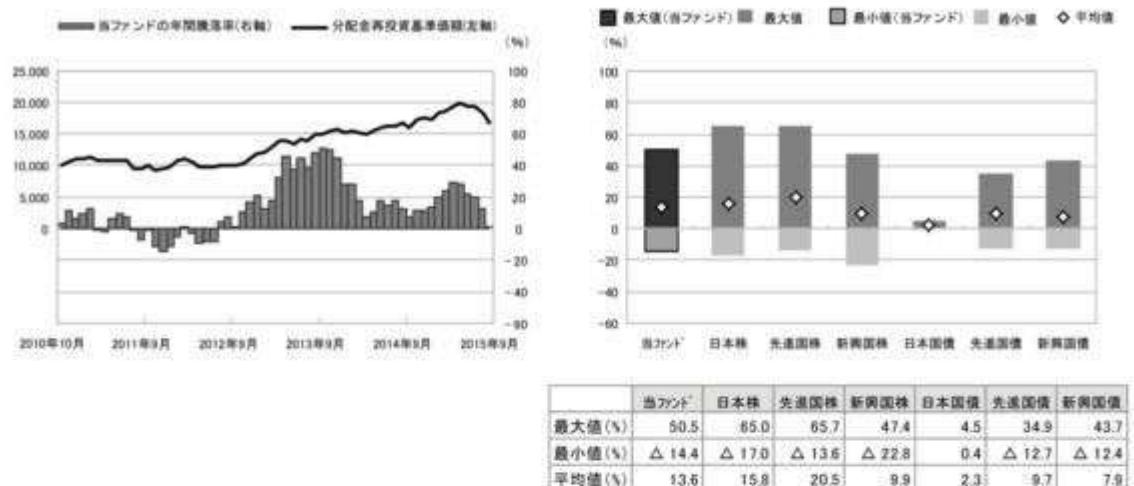


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2010年10月末～2015年9月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2010年10月から2015年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2010年10月から2015年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので

す。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関する一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限ることなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式な公示やショーケース、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や指標を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。また、JPMが指標の運営者であることはございません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75.6（税抜年10,000分の70）の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

| < 純資産総額 > | < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 500億円以下の部分 | 年10,000分の27 | 年10,000分の40 | 年10,000分の 3 |
| 500億円超の部分 | 年10,000分の28 | 年10,000分の40 | 年10,000分の 2 |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関する信託報酬等がかかります。

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

| 指定投資信託証券の名称 | 信託報酬率(税抜・年率) |
|------------------------------|--------------|
| ノムラ・ジャパン・オープンF | 0.865% |
| リサーチ・アクティブ・オープンF | 0.645%以内 |
| ストラテジック・バリュー・オープンF | 0.60% |
| 野村RAFI ^(R) 日本株投信F | 0.40% |

| | |
|-----------------------------------|--------|
| シユローダー日本株ファンドF | 0.74% |
| アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F | 0.55% |
| SMAM・ニュー ファンドF | 0.55% |
| キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F | 0.575% |
| 野村海外株式ファンドF | 0.85% |
| ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドF | 0.825% |
| ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンドF | 0.83% |
| シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF | 0.75% |
| ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF | 0.875% |
| 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF | 0.80% |
| MFS欧州株ファンドF | 0.75% |
| NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC | 0.80% |

国内籍投資信託の税込の信託報酬率については「(参考)指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成27年11月18日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| |
|----------------------|
| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
| 1.55% ± 0.15%程度 |

* 上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成27年11月18日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

| <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--|--|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額につい

ては、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合には、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時の課税について

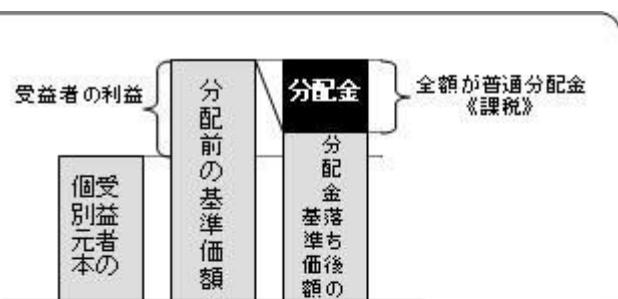
換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成27年9月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成27年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------|--------|---------|---------|
|-------|--------|---------|---------|

| | | | |
|--------------------|--------|---------------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 991,770,313 | 98.30 |
| | ケイマン諸島 | 7,839,600 | 0.77 |
| | 小計 | 999,609,913 | 99.08 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 9,255,117 | 0.91 |
| 合計（純資産総額） | | 1,008,865,030 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------|----------|--|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | S M A M・ニュー ファンドF (適格機関投資家専用) | 14,715 | 9,881 | 145,404,296 | 8,951 | 131,713,965 | 13.05 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用) | 10,990 | 13,121 | 144,207,207 | 11,815 | 129,846,850 | 12.87 |
| 3 | 日本 | 投資信託受益証券 | リサーチ・アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用) | 6,514 | 19,058 | 124,144,789 | 16,971 | 110,549,094 | 10.95 |
| 4 | 日本 | 投資信託受益証券 | ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF (適格機関投資家専用) | 6,000 | 18,201 | 109,207,504 | 17,199 | 103,194,000 | 10.22 |
| 5 | 日本 | 投資信託受益証券 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用) | 8,944 | 11,215 | 100,307,722 | 9,941 | 88,912,304 | 8.81 |
| 6 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村海外株式ファンドF (適格機関投資家専用) | 4,398 | 18,979 | 83,472,387 | 17,841 | 78,464,718 | 7.77 |
| 7 | 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF (適格機関投資家専用) | 5,889 | 13,079 | 77,024,355 | 12,350 | 72,729,150 | 7.20 |
| 8 | 日本 | 投資信託受益証券 | シユローダー日本ファンドF (適格機関投資家専用) | 5,949 | 9,897 | 58,880,546 | 8,972 | 53,374,428 | 5.29 |
| 9 | 日本 | 投資信託受益証券 | MFS欧洲株ファンドF (適格機関投資家専用) | 3,339 | 13,765 | 45,961,869 | 13,271 | 44,311,869 | 4.39 |
| 10 | 日本 | 投資信託受益証券 | 東京海上・スレッドニードル欧洲株式ファンドF (適格機関投資家専用) | 2,456 | 18,033 | 44,290,819 | 17,371 | 42,663,176 | 4.22 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------|----------|-------------------------------------|-------|--------|------------|--------|------------|------|
| 11 | 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 1,817 | 22,742 | 41,323,517 | 21,678 | 39,388,926 | 3.90 |
| 12 | 日本 | 投資信託受益証券 | アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用) | 2,101 | 16,657 | 34,997,722 | 14,892 | 31,288,092 | 3.10 |
| 13 | 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) | 1,995 | 16,060 | 32,040,059 | 14,371 | 28,670,145 | 2.84 |
| 14 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用) | 1,105 | 18,104 | 20,005,450 | 16,256 | 17,962,880 | 1.78 |
| 15 | 日本 | 投資信託受益証券 | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 867 | 17,402 | 15,088,360 | 17,064 | 14,794,488 | 1.46 |
| 16 | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC | 600 | 14,000 | 8,400,000 | 13,066 | 7,839,600 | 0.77 |
| 17 | 日本 | 投資信託受益証券 | UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 276 | 15,105 | 4,168,980 | 14,153 | 3,906,228 | 0.38 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.08 |
| 合 計 | 99.08 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|--------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第5計算期間 (2006年 8月29日) | 243 | 243 | 1.3330 | 1.3335 |
| 第6計算期間 (2007年 8月29日) | 470 | 470 | 1.3872 | 1.3877 |
| 第7計算期間 (2008年 8月29日) | 404 | 404 | 1.0807 | 1.0812 |
| 第8計算期間 (2009年 8月31日) | 480 | 480 | 0.8980 | 0.8980 |
| 第9計算期間 (2010年 8月30日) | 553 | 553 | 0.8407 | 0.8407 |
| 第10計算期間 (2011年 8月29日) | 609 | 609 | 0.8313 | 0.8313 |
| 第11計算期間 (2012年 8月29日) | 662 | 662 | 0.8829 | 0.8829 |
| 第12計算期間 (2013年 8月29日) | 894 | 895 | 1.2204 | 1.2209 |
| 第13計算期間 (2014年 8月29日) | 1,020 | 1,020 | 1.4310 | 1.4315 |
| 第14計算期間 (2015年 8月31日) | 1,070 | 1,071 | 1.6126 | 1.6131 |
| 2014年 9月末日 | 1,046 | | 1.4701 | |
| 10月末日 | 1,019 | | 1.4226 | |
| 11月末日 | 1,036 | | 1.5286 | |
| 12月末日 | 1,046 | | 1.5540 | |
| 2015年 1月末日 | 1,031 | | 1.5260 | |
| 2月末日 | 1,116 | | 1.6244 | |
| 3月末日 | 1,117 | | 1.6459 | |
| 4月末日 | 1,144 | | 1.7100 | |
| 5月末日 | 1,165 | | 1.7493 | |
| 6月末日 | 1,139 | | 1.7096 | |
| 7月末日 | 1,152 | | 1.7125 | |
| 8月末日 | 1,070 | | 1.6126 | |
| 9月末日 | 1,008 | | 1.4778 | |

【分配の推移】

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第5計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第6計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第8計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 8月31日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 0.0005円 |

【収益率の推移】

| | 計算期間 | 収益率 |
|---------|-------------------------|-------|
| 第5計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 8月29日 | 16.4% |
| 第6計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 8月29日 | 4.1% |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 8月29日 | 22.1% |
| 第8計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 8月31日 | 16.9% |
| 第9計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 6.4% |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 1.1% |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 6.2% |
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 38.3% |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 17.3% |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 12.7% |

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第5計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 8月29日 | 158,958,721 | 81,284,667 | 182,850,187 |
| 第6計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 8月29日 | 247,338,184 | 91,149,051 | 339,039,320 |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 8月29日 | 135,058,522 | 99,542,026 | 374,555,816 |
| 第8計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 8月31日 | 227,064,697 | 66,977,644 | 534,642,869 |
| 第9計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 266,569,127 | 142,249,768 | 658,962,228 |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 319,150,528 | 245,525,346 | 732,587,410 |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 175,444,431 | 157,764,208 | 750,267,633 |
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 387,051,038 | 404,007,625 | 733,311,046 |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 216,159,151 | 236,358,924 | 713,111,273 |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 276,726,017 | 325,831,124 | 664,006,166 |

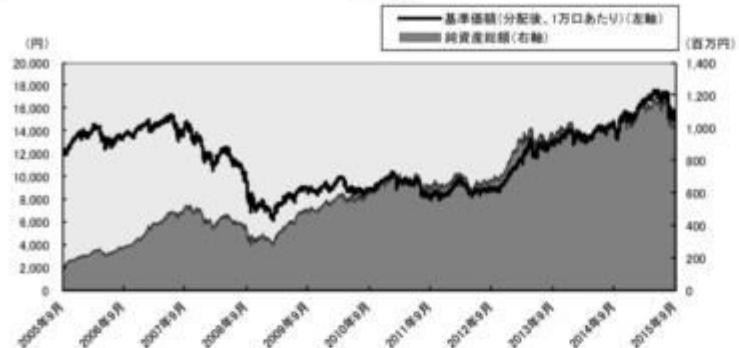
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2015年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

| | (円) |
|---------|-------|
| 2015年8月 | 5 円 |
| 2014年8月 | 5 円 |
| 2013年8月 | 5 円 |
| 2012年8月 | 0 円 |
| 2011年8月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 115 円 |

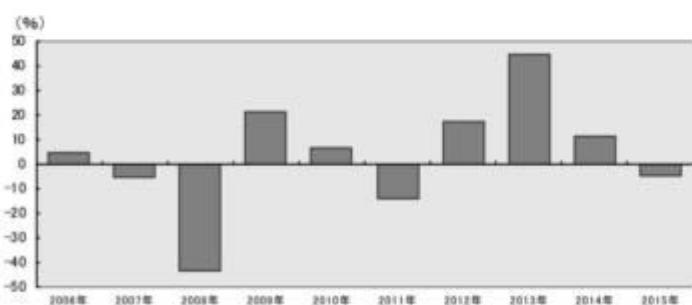
主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|--|-------------|
| 1 | SMAM・ニュー・αファンドF(適格機関投資家専用) | 13.1 |
| 2 | ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用) | 12.9 |
| 3 | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用) | 11.0 |
| 4 | ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用) | 10.2 |
| 5 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用) | 8.8 |
| 6 | 野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 7.8 |
| 7 | ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用) | 7.2 |
| 8 | シユローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用) | 5.3 |
| 9 | MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用) | 4.4 |
| 10 | 東京海上・スレッドニードル歐州株式ファンドF(適格機関投資家専用) | 4.2 |

年間收益率の推移

(前年ベース)



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

なし

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加

信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため
社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関へ
の通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行
ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法
により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものと
します。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、
その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものをお申込み
分とします。

一部解約の価額は、解約申込みの受付日の翌々営業日の基準価額とします。

換金価額は、上記の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に
応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、大口解約について、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受付時間に制限 や一部解
約の金額に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の午前11時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に
する販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|--------------------------------|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。 |

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成13年11月22日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として毎年8月30日から翌年8月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a) ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中に、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

()委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者的一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

マイストーリー・株100（確定拠出年金向け）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成26年8月30日から平成27年8月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第13期 (平成26年 8月29日現在) | 第14期 (平成27年 8月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 17,132,105 | 17,009,849 |
| 投資信託受益証券 | 1,009,562,194 | 1,058,454,478 |
| 未収入金 | 2,992,637 | 9,469,725 |
| 未収利息 | 33 | 31 |
| 流動資産合計 | 1,029,686,969 | 1,084,934,083 |
| 資産合計 | 1,029,686,969 | 1,084,934,083 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 2,966,284 | 2,115,202 |
| 未払収益分配金 | 356,555 | 332,003 |
| 未払解約金 | 2,257,350 | 7,416,507 |
| 未払受託者報酬 | 156,831 | 183,346 |
| 未払委託者報酬 | 3,502,427 | 4,094,667 |
| その他未払費用 | 15,616 | 18,275 |
| 流動負債合計 | 9,255,063 | 14,160,000 |
| 負債合計 | 9,255,063 | 14,160,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 713,111,273 | 664,006,166 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 307,320,633 | 406,767,917 |
| (分配準備積立金) | 214,813,688 | 216,524,231 |
| 元本等合計 | 1,020,431,906 | 1,070,774,083 |
| 純資産合計 | 1,020,431,906 | 1,070,774,083 |
| 負債純資産合計 | 1,029,686,969 | 1,084,934,083 |

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 10,338 | 11,188 |
| 有価証券売買等損益 | 160,370,960 | 135,864,193 |
| 営業収益合計 | <u>160,381,298</u> | <u>135,875,381</u> |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 310,486 | 352,675 |
| 委託者報酬 | 6,934,094 | 7,876,175 |
| その他費用 | 30,925 | 35,154 |
| 営業費用合計 | <u>7,275,505</u> | <u>8,264,004</u> |
| 営業利益又は営業損失() | 153,105,793 | 127,611,377 |
| 経常利益又は経常損失() | 153,105,793 | 127,611,377 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 153,105,793 | 127,611,377 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 28,014,597 | 44,591,923 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 161,587,144 | 307,320,633 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 76,251,940 | 161,885,866 |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 76,251,940 | 161,885,866 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 55,253,092 | 145,126,033 |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 55,253,092 | 145,126,033 |
| 分配金 | <u>356,555</u> | <u>332,003</u> |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | 307,320,633 | 406,767,917 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 8月30日から平成27年8月31日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第13期 平成26年 8月29日現在 | 第14期 平成27年 8月31日現在 |
|---|---|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 713,111,273口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 664,006,166口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4310円 (10,000口当たり純資産額) (14,310円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6126円 (10,000口当たり純資産額) (16,126円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|--|--------------|---|--------|---------------------------|---|--------------|--------|---|--------------|----------|---|-------------|---------------|-----------|--------------|--------------|---|--------------|-------------------|----------------|--------|--|----|--|--|--------------|---|--------|---------------------------|---|-------------|--------|---|--------------|----------|---|--------------|---------------|-----------|--------------|--------------|---|--------------|-------------------|----------------|--------|
| <p>1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,758,842円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,617円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>125,082,579円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>201,282,514円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>90,079,047円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>416,452,757円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>713,111,273口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>5,839円</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,617円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 125,082,579円 | 収益調整金額 | C | 201,282,514円 | 分配準備積立金額 | D | 90,079,047円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 416,452,757円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 713,111,273口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 5,839円 | <p>1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,977,823円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,789円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>83,010,665円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>254,391,243円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>133,836,780円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>471,247,477円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>664,006,166口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>7,097円</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,789円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 83,010,665円 | 収益調整金額 | C | 254,391,243円 | 分配準備積立金額 | D | 133,836,780円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 471,247,477円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 664,006,166口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 7,097円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,617円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 125,082,579円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 201,282,514円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 90,079,047円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 416,452,757円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 713,111,273口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 5,839円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,789円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 83,010,665円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 254,391,243円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 133,836,780円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 471,247,477円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 664,006,166口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 7,097円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----------------|-------------------------|----------|
| 10,000口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | $I=F \times H / 10,000$ | 356,555円 |

| | | |
|----------------|-------------------------|----------|
| 10,000口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | $I=F \times H / 10,000$ | 332,003円 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 |
|---|--|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第13期 平成26年 8月29日現在 | 第14期 平成27年 8月31日現在 |
|--|--------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 2. 時価の算定方法 |

| | |
|--|----|
| 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | 同左 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 |
|--|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 |
|--|--|
| 期首元本額 733,311,046円 | 期首元本額 713,111,273円 |
| 期中追加設定元本額 216,159,151円 | 期中追加設定元本額 276,726,017円 |
| 期中一部解約元本額 236,358,924円 | 期中一部解約元本額 325,831,124円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第13期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 8月29日 | 第14期 自 平成26年 8月30日 至 平成27年 8月31日 |
|----------|--|--|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 135,488,671 | 64,605,046 |
| 合計 | 135,488,671 | 64,605,046 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年 8月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成27年 8月31日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----------|-----|--|------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) | | 30,600,240 | |
| | | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用) | | 126,677,920 | |
| | | ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用) | | 106,018,620 | |
| | | UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | | 4,622,130 | |
| | | MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用) | | 45,572,080 | |
| | | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用) | | 89,642,600 | |
| | | ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用) | | 71,744,160 | |
| | | ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用) | | 140,931,326 | |
| | | 野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | | 81,814,983 | |
| | | シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用) | | 14,900,392 | |
| | | ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用) | | 40,743,459 | |
| | | 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用) | | 42,840,250 | |
| | | 野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用) | | 19,504,652 | |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--|---------------|--------|
| | アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用) | | 49,533,153 | |
| | S M A M ・ ニュー ファンドF(適格機関投資家専用) | | 126,913,773 | |
| | シユローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用) | | 57,070,740 | |
| | NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC | | 9,324,000 | |
| 小計 | 銘柄数: 17 組入時価比率: 98.8% | | 1,058,454,478 | 100.0% |
| 合計 | | | 1,058,454,478 | |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年 9月30日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,013,446,072円 |
| 負債総額 | 4,581,042円 |
| 純資産総額(-) | 1,008,865,030円 |
| 発行済口数 | 682,676,954口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.4778円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項ありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの

とします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

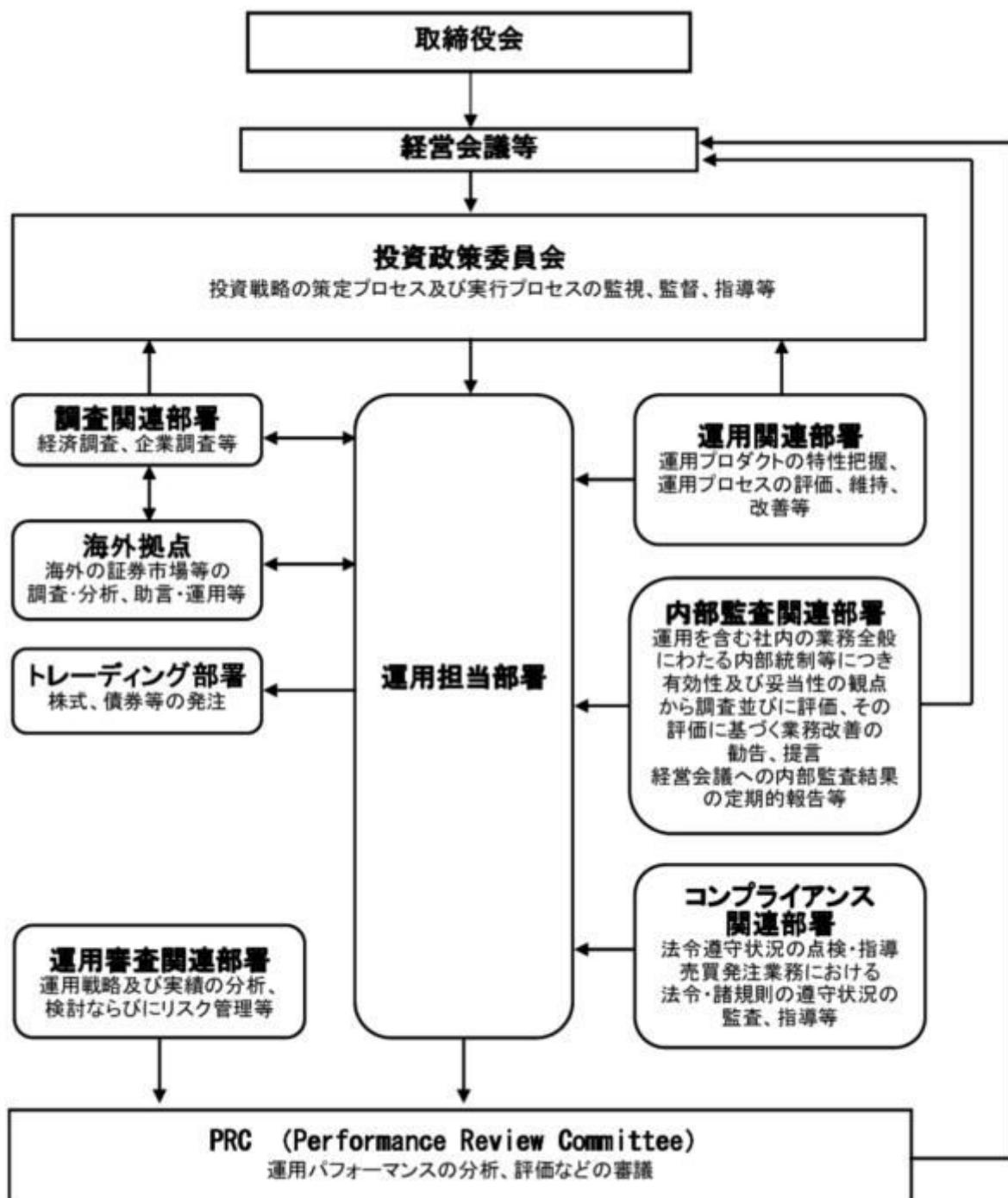
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成27年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|----|----|------------|
|----|----|------------|

| | | |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 884 | 18,420,571 |
| 単位型株式投資信託 | 48 | 236,315 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 7,059,087 |
| 単位型公社債投資信託 | 144 | 1,113,635 |
| 合計 | 1,094 | 26,829,609 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成26年3月31日) | | 当事業年度 (平成27年3月31日) | |
|---------|----------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | 247 | | 411 | |
| 金銭の信託 | | 51,758 | | 56,824 | |
| 有価証券 | | 11,800 | | 17,100 | |
| 前払金 | | 0 | | 15 | |
| 前払費用 | | 28 | | 29 | |
| 未収入金 | | 287 | | 330 | |
| 未収委託者報酬 | | 10,741 | | 12,679 | |
| 未収収益 | | 5,999 | | 7,436 | |
| 繰延税金資産 | | 2,010 | | 2,594 | |
| その他 | | 159 | | 73 | |
| 貸倒引当金 | | 8 | | 9 | |
| 流動資産計 | | 83,026 | | 97,486 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | 2 | 442 | | 413 | |
| 器具備品 | 2 | 1,065 | | 909 | |
| 無形固定資産 | | | | | |
| ソフトウェア | | 8,248 | | 7,253 | |
| 電話加入権 | | 1 | | 0 | |

| | | | | | |
|----------|--|--------|---------|--------|---------|
| その他 | | 0 | 22,052 | 0 | 24,840 |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 投資有価証券 | | 11,747 | | 11,593 | |
| 関係会社株式 | | 9,609 | | 10,149 | |
| 従業員長期貸付金 | | 35 | | 30 | |
| 長期差入保証金 | | 50 | | 49 | |
| 長期前払費用 | | 80 | | 60 | |
| 前払年金費用 | | 347 | | 2,776 | |
| その他 | | 181 | | 179 | |
| 貸倒引当金 | | 0 | | 0 | |
| 固定資産計 | | | 31,810 | | 33,417 |
| 資産合計 | | | 114,837 | | 130,903 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成26年3月31日) | | 当事業年度 (平成27年3月31日) | |
|----------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 106 | | 118 |
| 未払金 | 1 | | 9,720 | | 11,602 |
| 未払収益分配金 | | 2 | | 1 | |
| 未払償還金 | | 33 | | 32 | |
| 未払手数料 | | 4,493 | | 4,883 | |
| その他未払金 | | 5,191 | | 6,684 | |
| 未払費用 | 1 | | 8,420 | | 10,221 |
| 未払法人税等 | | | 1,960 | | 1,961 |
| 賞与引当金 | | | 3,984 | | 4,558 |
| 外国税支払損失引当金 | | | - | | 1,721 |
| 流動負債計 | | | 24,191 | | 30,182 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | - | | 2,467 |
| 時効後支払損引当金 | | | 505 | | 521 |
| 繰延税金負債 | | | 3,211 | | 747 |
| 固定負債計 | | | 3,716 | | 3,735 |
| 負債合計 | | | 27,907 | | 33,918 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 80,249 | | 90,092 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 11,729 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| 利益剰余金 | | | 51,339 | | 61,182 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 50,654 | | 60,497 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 26,048 | | 35,890 | |
| 評価・換算差額等 | | | 6,679 | | 6,893 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 6,679 | | 6,893 |
| 純資産合計 | | | 86,929 | | 96,985 |
| 負債・純資産合計 | | | 114,837 | | 130,903 |

(2)【損益計算書】

| | | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
|-----------|------|--|--------|--|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 87,258 | | 96,159 | |
| 運用受託報酬 | | 24,589 | | 31,466 | |
| その他営業収益 | | 188 | | 221 | |
| 営業収益計 | | 112,036 | | 127,847 | |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | 44,194 | | 47,060 | |
| 広告宣伝費 | | 793 | | 823 | |
| 公告費 | | 0 | | - | |
| 受益証券発行費 | | 6 | | 5 | |
| 調査費 | | 20,794 | | 28,326 | |
| 調査費 | | 1,250 | 1,299 | | |
| 委託調査費 | | 19,544 | 27,027 | | |
| 委託計算費 | | 941 | | 1,156 | |
| 営業雑経費 | | 2,926 | | 3,275 | |
| 通信費 | | 188 | 193 | | |
| 印刷費 | | 948 | 951 | | |
| 協会費 | | 76 | 77 | | |
| 諸経費 | | 1,712 | 2,053 | | |
| 営業費用計 | | 69,656 | | 80,648 | |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | 11,091 | | 11,660 | |
| 役員報酬 | 2 | 292 | 289 | | |
| 給料・手当 | | 6,823 | 6,874 | | |
| 賞与 | | 3,975 | 4,496 | | |
| 交際費 | | 131 | | 131 | |
| 旅費交通費 | | 454 | | 472 | |
| 租税公課 | | 387 | | 501 | |
| 不動産賃借料 | | 1,212 | | 1,218 | |
| 退職給付費用 | | 1,069 | | 723 | |
| 固定資産減価償却費 | | 3,518 | | 3,120 | |
| 諸経費 | | 6,596 | | 6,815 | |
| 一般管理費計 | | 24,460 | | 24,643 | |
| 営業利益 | | 17,919 | | 22,555 | |

| | | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
|-------|------|--|--|--|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 3,680 | | 4,038 | |

| | | | | | | |
|---------------|---|-------|--------|-------|--------|--|
| 収益分配金 | | 0 | | - | | |
| 受取利息 | | 3 | | 5 | | |
| 金銭の信託運用益 | | 379 | | 347 | | |
| その他 | | 336 | | 366 | | |
| 営業外収益計 | | | 4,400 | | 4,756 | |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 支払利息 | 1 | 11 | | - | | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 24 | | 28 | | |
| その他 | | 132 | | 137 | | |
| 営業外費用計 | | | 169 | | 166 | |
| 経常利益 | | | 22,151 | | 27,146 | |
| 特別利益 | | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | - | | 794 | | |
| 株式報酬受入益 | | 203 | | 142 | | |
| 特別利益計 | | | 203 | | 936 | |
| 特別損失 | | | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 51 | | - | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 2 | | 91 | | |
| 関係会社株式評価損 | | 2,491 | | - | | |
| 固定資産除却損 | 3 | 17 | | 357 | | |
| 外国税支払損失引当金繰入額 | | - | | 1,721 | | |
| 特別損失計 | | | 2,562 | | 2,169 | |
| 税引前当期純利益 | | | 19,792 | | 25,913 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 7,608 | | 8,433 | |
| 法人税等調整額 | | | 90 | | 2,488 | |
| 当期純利益 | | | 12,273 | | 19,967 | |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株 主 資 本 合 計 | |
|------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------------|--------|----------------------------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利 益 準 備 金 | その他の利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | 3,966 | 3,966 | 3,966 |
| 当期純利益 | | | | | | 12,273 | 12,273 | 12,273 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 8,307 | 8,307 | 8,307 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 26,048 | 51,339 | 80,249 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 4,659 | 30 | 4,628 | 76,570 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,659 | 30 | 4,628 | 76,570 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | 3,966 |
| 当期純利益 | | | | 12,273 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,020 | 30 | 2,051 | 2,051 |
| 当期変動額合計 | 2,020 | 30 | 2,051 | 10,358 |
| 当期末残高 | 6,679 | - | 6,679 | 86,929 |

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | |
|-----|-------|---------|-------|----------|--------------|---------|--------|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | | 別途積立金 | 利 益 剩 余 金 | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 26,048 | 51,339 | 80,249 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 81 | 81 | 81 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 25,966 | 51,258 | 80,168 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | 10,043 | 10,043 | 10,043 |
| 当期純利益 | | | | | | 19,967 | 19,967 | 19,967 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 9,923 | 9,923 | 9,923 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 35,890 | 61,182 | 90,092 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,679 | 6,679 | 86,929 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 81 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6,679 | 6,679 | 86,847 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 10,043 |
| 当期純利益 | | | 19,967 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 213 | 213 | 213 |
| 当期変動額合計 | 213 | 213 | 10,137 |
| 当期末残高 | 6,893 | 6,893 | 96,985 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| | (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法 | | | | | | | | |
| 2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 3 . 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </tbody> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | |
| 4 . 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。 | | | | | | | | |
| 5 . 消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 | | | | | | | | |

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ38百万円増加しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成26年3月31日) | 当事業年度末 (平成27年3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 |
| 未払金 4,601百万円 未 払 費 用 1,607 | 未払金 4,979百万円 未 払 費 用 1,411 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 565百万円 器具備品 2,849 合計 3,414 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 607百万円 器具備品 3,052 合計 3,659 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支 払 利 息 5 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,966百万円 支 払 利 息 - |
| 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 | 2. 役員報酬の範囲額 (同左) |

| | | | |
|--------------------|------|--------------------|-------|
| 3 . 固定資産除却損 | | 3 . 固定資産除却損 | |
| 器具備品 | 6百万円 | 器具備品 | 15百万円 |
| ソフトウエア | 11 | ソフトウエア | 342 |
| 合計 | 17 | 合計 | 357 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2 . 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 3,966百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 770円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 10,043百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 1,950円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月2日 |

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2 . 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 10,043百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 1,950円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |

効力発生日

平成26年 6月 2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年 5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 19,933百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,870円 |
| 基準日 | 平成27年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年 6月26日 |

金融商品関係

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 247 | 247 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,758 | 51,758 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 10,741 | 10,741 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 22,467 | 22,467 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 資産計 | 88,278 | 226,656 | 138,377 |
| (6)未払金 | 9,720 | 9,720 | - |
| 未払収益分配金 | 2 | 2 | - |
| 未払償還金 | 33 | 33 | - |
| 未払手数料 | 4,493 | 4,493 | - |
| その他未払金 | 5,191 | 5,191 | - |
| (7)未払費用 | 8,420 | 8,420 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,960 | 1,960 | - |
| 負債計 | 20,100 | 20,100 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 247 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,758 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,741 | - | - | - |
| 有価証券 | 11,800 | - | - | - |
| 合計 | 74,547 | - | - | - |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ

ティプ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っています。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 411 | 411 | - |
| (2)金銭の信託 | 56,824 | 56,824 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 12,679 | 12,679 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 27,398 | 27,398 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |
| 資産計 | 100,378 | 293,423 | 193,045 |
| (6)未払金 | 11,602 | 11,602 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 32 | 32 | - |
| 未払手数料 | 4,883 | 4,883 | - |
| その他未払金 | 6,684 | 6,684 | - |
| (7)未払費用 | 10,221 | 10,221 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,961 | 1,961 | - |
| 負債計 | 23,784 | 23,784 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってあります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によってあります。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 411 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 56,824 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 12,679 | - | - | - |
| 有価証券 | 17,100 | - | - | - |
| 合計 | 87,015 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 合計 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 小計 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 11,800 | 11,800 | - |
| 小計 | 11,800 | 11,800 | - |
| 合計 | 22,467 | 12,082 | 10,384 |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 761 | - | 51 |
| 合計 | 761 | - | 51 |

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |
| 合計 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |

4. その他有価証券(平成27年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 10,298 | 282 | 10,015 |
| 小計 | 10,298 | 282 | 10,015 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 17,100 | 17,100 | - |
| 小計 | 17,100 | 17,100 | - |
| 合計 | 27,398 | 17,382 | 10,015 |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 800 | 790 | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 800 | 790 | - |

退職給付関係

| 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | |
|---|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 | |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 確定給付制度 | |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 退職給付債務の期首残高 | 15,209 百万円 |
| 勤務費用 | 750 |
| 利息費用 | 228 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 25 |
| 退職給付の支払額 | 494 |
| その他 | 11 |
| 退職給付債務の期末残高 | 15,680 |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 年金資産の期首残高 | 12,456 百万円 |
| 期待運用収益 | 311 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 428 |
| 事業主からの拠出額 | 2,065 |
| 退職給付の支払額 | 475 |
| 年金資産の期末残高 | 14,786 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 13,485 百万円 |
| 年金資産 | 14,786 |
| | 1,301 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,194 |
| 未積立退職給付債務 | 893 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,733 |
| 未認識過去勤務費用 | 492 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 347 |
| | |
| 前払年金費用 | 347 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 347 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 750 百万円 |
| 利息費用 | 228 |
| 期待運用収益 | 311 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 284 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| その他 | 12 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 899 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 30% |
| 株式 | 18% |
| 受益証券等 | 14% |
| 生保一般勘定 | 19% |
| その他 | 19% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|------|
| 割引率 | 1.6% |
| 長期期待運用收益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 15,680 百万円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 127 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 15,808 |
| 勤務費用 | 746 |
| 利息費用 | 213 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,128 |
| 退職給付の支払額 | 724 |
| その他 | 46 |
| 退職給付債務の期末残高 | 17,218 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 14,786 百万円 |
| 期待運用収益 | 369 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 975 |
| 事業主からの拠出額 | 558 |
| 退職給付の支払額 | 573 |
| 年金資産の期末残高 | 16,117 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 14,474 百万円 |
| 年金資産 | 16,117 |
| | 1,643 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,743 |
| 未積立退職給付債務 | 1,100 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,861 |
| 未認識過去勤務費用 | 451 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 309 |
| | |
| 退職給付引当金 | 2,467 |
| 前払年金費用 | 2,776 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 309 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 746 百万円 |
| 利息費用 | 213 |
| 期待運用収益 | 369 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 24 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| その他 | 24 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 550 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 31% |
| 株式 | 13% |
| 受益証券等 | 29% |
| 生保一般勘定 | 21% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1.1% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.8% |
| 長期期待運用收益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成26年3月31日) | 当事業年度末 (平成27年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 関係会社株式評価減 | 関係会社株式評価減 |
| 賞与引当金 | 賞与引当金 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 所有株式税務簿価通算差異 |
| 外国税支払損失引当金 | 外国税支払損失引当金 |
| 投資有価証券評価減 | 投資有価証券評価減 |
| 未払事業税 | 未払事業税 |
| ゴルフ会員権評価減 | ゴルフ会員権評価減 |
| 減価償却超過額 | 減価償却超過額 |
| 関連会社株式譲渡益 | 関連会社株式譲渡益 |
| 時効後支払損引当金 | 時効後支払損引当金 |
| 子会社株式売却損 | 子会社株式売却損 |
| 未払社会保険料 | 未払社会保険料 |
| その他 | その他 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 繰延税金資産合計 | 繰延税金資産合計 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| その他有価証券評価差額金 | その他有価証券評価差額金 |
| 前払年金費用 | 前払年金費用 |
| 繰延税金負債合計 | 繰延税金負債合計 |
| 繰延税金負債の純額 | 繰延税金資産の純額 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 (調整) | 法定実効税率 (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 |
| 住民税等均等割 | 住民税等均等割 |
| タックスヘイブン税制 | タックスヘイブン税制 |
| 外国税額控除 | 外国税額控除 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| その他 | その他 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。

この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引**(ア) 親会社及び法人主要株主等**

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|----------------------|------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492(百万円) | 持株会社 | (被所有)直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(* 1) | 8,000 | 短期借入金 | - |
| | | | | | | | 資金の返済 | 10,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 5 | 未払費用 | |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-------------|-----------|-----------------|------------|------------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600(百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接 21.5% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(* 2) | 5,073 | 未払費用 | 716 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|------------|--------|-------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(* 3) | 36,867 | 未払手数料 | 3,854 |

| | | | | | | | | |
|---------|----------------------------|---------|-----------------|-------|--------------------------|----------|-------|-------|
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | 当社投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 1,959 | 未払費用 | 760 |
| 親会社の子会社 | 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 30,000 (百万円) | 信託銀行業 | 資産の賃貸借及び購入等役員の兼任 | 資金の返済 | 3,000 | 短期借入金 |
| | | | | | | 借入金利息の支払 | 6 | 未払費用 |

(工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 191,892

固定資産合計 249,548

流動負債合計 84,950

固定負債合計 55,262

純資産合計 301,227

売上高 355,777

税引前当期純利益 47,854

当期純利益 28,759

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-------------|-----------|----------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600(百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接 21.4% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1) | 3,990 | 未払費用 | 547 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2) | 39,273 | 未払手数料 | 4,182 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400(百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3) | 1,976 | 未払費用 | 815 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | | (百万円) |
|-------------------|--|----------------|
| (株)野村総合研究所 | | |
| 流動資産合計 | | 229,418 |
| 固定資産合計 | | 273,220 |
| | | |
| 流動負債合計 | | 87,832 |
| 固定負債合計 | | 65,965 |
| | | |
| 純資産合計 | | 348,841 |
| | | |
| 売上高 | | 358,952 |
| 税引前当期純利益 | | 51,509 |
| 当期純利益 | | 34,167 |

1 株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 16,877円25銭 | 1株当たり純資産額 18,829円58銭 |
| 1株当たり当期純利益 2,382円87銭 | 1株当たり当期純利益 3,876円72銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 12,273百万円 普通株式に係る当期純利益 12,273百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 19,967百万円 普通株式に係る当期純利益 19,967百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有す

る法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成27年8月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|-------------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社 東邦銀行 | 23,519百万円 | |
| 株式会社 八十二銀行 | 52,243百万円 | |
| 株式会社 きらやか銀行 | 22,700百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

* 平成27年8月末現在

2 【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------------|
| 平成26年11月20日 | 有価証券届出書 |
| 平成26年11月20日 | 有価証券報告書 |
| 平成27年 5月21日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 平成27年 5月21日 | 半期報告書 |

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株100（確定拠出年金向け）の平成26年8月30日から平成27年8月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株100（確定拠出年金向け）の平成27年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。